

# 若越郷土研究

23ノ2

## 南北朝期における

### 守護権力構造 (一)

— 斯波氏の被官構成 —

河村昭一

#### はじめに

近年の南北朝室町期の権力論は、かつての守護領国制論、室町幕府の守護大名連合政権論にかわって、守護の地域的封建権力としての未熟性、求心性、及びそれと表裏をなす將軍権力の独自性の解明に力が注がれており、すでに多くのすぐれた成果を得ている<sup>①</sup>。こうした研究動向の中でも特に重要な論点の一つとして、奉公衆の問題があるが、主従制的支配権による將軍権力の守

河村 南北朝期における守護権力構造(一)

護に対する規制という側面は、奉公衆成立以前にすでに用意されていたのではないかと思う。すなわち、守護を「吏務」職と規定する幕府側の原則はもちろん前提となるが、それに加えて、南北朝期(特に初期)における守護固有の権力基盤そのものにも、將軍権力の侵害を許すような側面が存したのではないかと考えるのである。しかし、この予測の是非を判ずる程には、南北朝期の守護権力構造、特に被官構成を正面から扱った研究は必ずしも豊富でなく、わずかに細川氏についての解明が進んでいる程度である<sup>②</sup>。そこで本稿では、細川氏と共に南北朝室町前期の幕政の中樞を占めた斯波氏をとりあげ、その被官構成、被官の性格や動向を検討することによって、南北朝期における斯波氏の権力構造の特質を將軍権力との関係において究明したい。なお、本稿でいうところの被官とは、ただ単に斯波氏の軍事指揮下に属していたというだけではなく、それ以上に密接な関係が斯波氏との間に認められる者、すなわち、いわゆる直臣<sup>③</sup>に限ることとする。その理由は、南北朝

期にあつては特に武士の臣従意識は薄弱で、主君選択の自由が広く存在したといわれることを考慮すれば、単に軍事指揮下にあつたというだけでは、全くの新天地に地歩を築こうとする守護の権力基盤というには不十分だからである。やはり、守護の身近にあつて、たとえば合戦時に部將に任じられたり、あるいは守護代以下の管国支配行政機構の一員に起用されたりして、守護権力を最も直接的に支えているのは直臣といわねばならない。したがって、所期の目的を果すため次の順序で考察を進めたい。まず一節、二節で部將級武士、直臣的被官の名を検索することに努め、三節では斯波氏分国における支配行政機構に編成された者の考証を行い、四節でそれまでに検出し得た被官の性格や動向を検討した上で、最後に斯波氏の権力構造の特質をまとめることとする。

#### 註

① これらの成果については、藤木久志氏「中世後期の政治と経済」(井上光貞・永原慶二両氏編『日本史入門』Ⅲ所収)、田沼陸氏「室町幕府と守護領

河村 南北朝期における守護権力構造(一)

① 国(講座日本史3『封建社会の展開』所収)、小川信氏編『室町政権』(論集日本歴史5)解説などに適切な整理がある。

② 奉公衆の成立時期に関しては諸説あつて、結局田沼氏も指摘されるようにいくつかの段階を経て確立していったのであろうが(「室町幕府・守護・御家人」(新版岩波講座『日本歴史』7所収)、奉公衆の体制的確立が將軍権力の意図に上り、その基礎が築かれたのは義満期であるように思う。

③ 細川氏についての研究は次註に掲げることにし、細川氏以外の守護の南北朝期の被官に言及した主要な研究を以下列挙する。松岡久人氏「大内氏の発展とその領国支配」(魚澄惣五郎氏編『大名領国と城下町』所収)、水野恭一郎氏「守護赤松氏の領国支配と嘉吉の変」(『史林』四二二)、羽下徳彦氏「越後に於る守護領国の形成」(『史学雑誌』六八一八)、山口隼正氏「在地における守護被官と国御家人」(『鹿兒島史学』一三)、岸田裕之氏「守護赤松氏の播磨国支配の発展と国衙」(『史学研究』一〇四、一〇五)、勝守すみ子氏「山内上杉氏の領国支配と守護代」(『群馬大学紀要』人文科学編一八一四)

④ 細川氏については古くは永原氏「守護領国制の展開」(『社会経済史学』一七二)、のち同氏「日本封建制成立過程の研究」(所収)、佐藤進一氏「守護領国制の展開」(豊田武氏編『中世社会』(新日本史大系三)所収)などによって、直臣の多くが管国出身の国人であること、領国制形成にお

ける直臣団創出の意義などが明らかにされており、最近では小川氏「守護大名細川氏における内衆の成立」(『国史学』七七)が細川氏の被官構成の全面的考察を行い、特に細川氏直臣(「内衆」)の中に幕府奉行人に系譜を引く者がいること、あるいは直臣が在京性を濃くし、吏僚的性格を強めて守護代や段銭奉行などとして中央から派遣され、主家の権力を背景に請負代官職を獲得することなどで分国内国人衆との新たな緊張関係をもたらした、という注目すべき指摘をされている。

⑤ 斯波氏については、高経の政治的動向を中心に論じた、以下の如き小川氏の一連の研究がある。

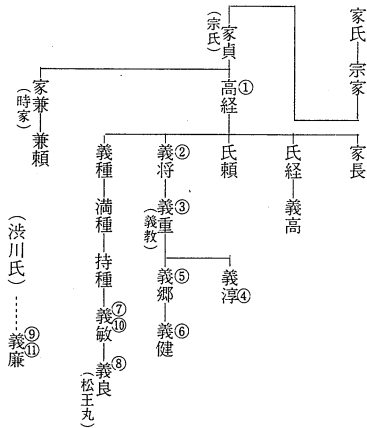
- ① 「守護大名斯波氏の発祥」(『国史学』八六)、
- ② 「観応擾乱前後における斯波氏」(『国学院雑誌』七四一〇)、
- ③ 「足利(斯波)高経の幕政運営」(『国学院大学紀要』一一)。小川氏はこれらの中で、斯波氏はその高い門地に相応するだけの軍事的基盤を有していなかったと強調されているが、必ずしも十分な実証がなされているとはいい難い(右掲三論文については、以下④論文、⑤論文の如く示す)。

④ 小川氏は陪臣に対する直臣との混同を避けるため特に「近臣」の語を用いられているが(註④論文)、守護直臣といえは一般には氏のいわれる「近臣」の意と解せるので、本稿では「直臣」の語を用いることとする。

⑤ 佐藤氏「南北朝の乱動」(中央公論社日本の歴史9)一七五―一八四頁参照

〔斯波氏略系図〕

(数字は応仁の乱以前の家督次第)



一、高経期の被官

本節では貞治六年(一二三六)に病死する高経の代の被官を検討したい。高経の動向については、すでに小川氏の一連の詳細な論証(①)②③論文)があるので、以下、同氏の所論に拠りつつ高経の活動を簡単に概観しておく。

高経は元弘の乱勃発と同時に尊氏の有力部将として挙兵し、建武政権下の建武元年(一二三四)には、尊氏が堀口貞義に代わ

つて守護職を得た越前に守護代として下向している。その後、同年末から翌年にかけて紀伊に蜂起した北条氏残党討伐に派遣され、建武二年八月、中先代の乱に際して弟時家と共に尊氏に従って東下し、尊氏の建武政府離反に当ってもこれに従って西上した。さらに建武三年の尊氏の九州落ち、東上にも従軍するなど、常に尊氏と行動を共にしたが、尊氏の京都奪回が成ると、高経は越前、時家は若狭にそれぞれ守護として配され、北国経略に当ることになる。以後、高経兄弟は越前を中心に北国の南軍と激闘を展開し、暦応四年(一二三三)に至ってようやくこれを鎮定している。しかし、この戦功は高経の独占し得るものではなく、能登の吉見頼隆を始めとする近隣諸將の支援によるところが大きかったため、尊氏からは高経の期待ほどには厚遇されず、それが彼の二度(観応二年||一二三三、文和三年||一二三四)にわたる尊氏離反の伏因になったといわれる。その後、延文元年(一二三六)に帰順してからは政治的地位も回復し、貞治元年(一二三六)には、失脚した

細川清氏のあとをうけて、幼少の子息義将を執事に据えたのを始め、孫義高を引付頭人、末子義種を侍所頭人にそれぞれ任用するなど一族を要職に配し、自らはこれらの後見として幕政の実権を掌握した。しかし、貞治五年八月、佐々木道誓を始めとする反斯波派諸將や、越前河口庄を高経に押領され訴訟していた南都などの圧力で失脚し、一族悉く越前に没落し、翌年七月、杣山城に病死した。

さて、この高経の活動期はあたかも「太平記」の叙するところであり、高経の部将級被官の名も同書に散見されるので、以下、主として「太平記」に拠りつつ他の史料でこれを補いながら、この期の斯波氏被官を列挙していきたい。

#### (1) 細川出羽守・鹿草兵庫助

北国で転戦する高経軍団の最有力部将と目されるのは細川出羽守と鹿草兵庫助である。以下、その徴証を示す(以下、特に断わらない限り典拠は流布本「太平記」であり、その場合は巻数のみ示す)。

に拠る高経勢に対し、杣山城の新田義貞・脇屋義助勢が加賀の南党や平泉寺衆徒と共にこれを挟撃せんとした際、要害の地を求めて鯖江に出張した脇屋勢を討つため、「尾張守」副将軍細川出羽守(天正本鹿草彦太郎)五百餘騎ニテ府ノ城ヨリ打出、鯖江宿へ押寄」せたといわれる(巻一九)。なお、すぐあとで「細川・鹿草が五百餘騎」とも記されているが、この鹿草はb・d・eにもある如く鹿草兵庫助のことであろう。

aに述べた府中合戦に大敗を喫した高経は足羽城に走った。これに対して新田義貞は同年五月、同城に五千騎を發遣してこれを攻めたが、安居の渡を渡った船田政常勢は「細川出羽守二百餘騎」に、勝虎城を囲んだ細屋右馬助は後攻にまわった「鹿草兵庫助三百餘騎」にそれぞれ破られたという(巻二〇)。

c 同年閏七月、高経の誘いに応じた平泉寺衆徒の拠る藤島城が新田勢に攻められたため、黒丸城から「細川出羽守・鹿草彦太郎(金勝院本鹿草弥九郎公相)両大

河村 南北朝期における守護権力構造<sup>(1)</sup>

将」の率いる三百騎が後攻に向かった  
(巻二〇)。

d 翌暦応二年(一二三九)七月、黒丸城が圧倒的な南軍に囲まれた際、上木家光なる者が加賀に落ちることを高経に進言し、高経もこれに応じたのは「細川出羽守・鹿草兵庫助・浅倉・斎藤等二至ルマデ皆此義ニ同ジ」だからだとされている(巻二一)。

e 暦応四年十月、北国で唯一の南軍方の城となった越前鷹巣城を攻める高経勢が城兵の奮戦にあつて撃退されるのを見て「尾張守高経・鹿草兵庫助旗ノ下ニ磔テ『無云甲斐者共哉……』」とこれを嘆いたという(巻二一)。

f 貞治元年(一二六二)、南党桃井直常が越中に打入り旧好の武士を誘った際、「當国ノ守護尾張<sup>高</sup>大夫入道ノ代官鹿草出羽守ガ国ノ成敗ミダリナルニ依テ國人拳テ是ヲ背」き桃井方に応じたという(巻三八)。

以上でまず気付くことは、fの鹿草出羽守はaノdの如く細川出羽守ではないかと

いう点であるが、これについては、小川氏がこの頃の若狭守護代が完草上総介とも細川上総介とも呼ばれている(後述)ことから鹿草氏は細川氏の庶流で、fのいう鹿草出羽守も細川出羽守と同一人であろうとされている(の論文)。従うべきであろう。ただ、aとfでは二十年以上も隔たつてい

るので、父子である可能性もある。さて、右の諸徴証のうち特にaの「副將軍」の表記から、細川出羽守が内乱初期における最も有力な部将であることが知られる。また、彼と共に「兩大將」(c)と称され、併記されることの多い鹿草兵庫助も、細川出羽守と並ぶきわめて有力な部将と認められる。なお、鹿草兵庫助と同彦太郎は同一人の可能性もあるが、詳細は不明である。

#### (2) 朝倉正景(高景)・同下野守

前記dにあるように、朝倉氏も黒丸城撤退という重要な軍議に参加しているところから推して、これも部将級のものといえよう。同氏の斯波氏被官としての徴証は他に次のものがある。

g 文和四年(一二三五)二月十五日の京

都合戦において、父高経と共に直冬方にあった斯波氏頼の後陣にいた朝倉下野守は、五十騎の小勢で細川清氏率いる幕府軍に互して奮戦している(巻三三)。

h 天正本「太平記」は、同年三月十二日の七条西洞院合戦における「高経ノ若党朝倉遠江守高景」及びその「嫡子孫三郎氏景」の活躍を伝えている。

i 康安元年(一二六一)九月、失脚して若狭に落ちた細川清氏を討つため、義詮は斯波氏頼を大将として発向せしめたが、この時「朝倉某」が先鋒として敦賀に陣している(巻三六)。

j 「師守記」などによれば、貞治元年(一二六二)九月、摂津の南党を討つため斯波義種を大将とする軍勢が下され、十月に入つて南党が引退したため討伐軍は上洛したが、「大夫入道勢朝倉并佐々木・山中判官等為守護上国」といわれる(「上」は小川氏の指摘の如く「止」であろう)。大将は義種なのに「大夫入道勢」とあるのは、高経も義詮と共に東寺まで移陣していること<sup>(3)</sup>及び義種は当時十一

才で高経の名代的立場にあったと思われることによるものであろう。

南北朝期の朝倉氏には数系統があるが、

d及びg、jの朝倉氏も全てが同一人、もしくは直系の一族でないことは明白である。

結論的にいえば、dの「浅倉」はhの「高景」(正景)の父広景かもしくは正景自身、

jの「朝倉某」はgで斯波氏頼の被官とされている朝倉下野守にそれぞれ比定され、jは決め手を欠くが正景である可能性が強い。すなわち、高経に属した正景と、弟義

将を偏愛する父高経から疎んじられ、義将が執事に就任すると出家した氏頼に属した下野守は、後者が諸種の朝倉氏系図に見えないことから別系統と考えられる。のち斯波氏重臣として発展し、戦国大名に成長していくのは前者の系統であるが、後者は奉公衆朝倉氏につながるのかも知れない(註④参照)。

### (3) 斎藤氏

「太平記」にはd以外に所見がないが、細川・鹿草・朝倉の諸氏と併記される程の地位にあったことは認め得る。dの斎藤氏

との関係は不明であるが、やはり高経に属して戦死し、その子息が所領の安堵をうけているところから同族と推測される者に、次に示す斎藤孫八郎利親がいる。

建武三年(一一三二)八月十二日斯波高経下知状写は、同年二月七日の一品田合戦(詳細不明)で斎藤孫八郎が若党五人と共に討死したため、本領越前羽生新庄下庄地頭職を子息龍松丸に安堵するというものがある。

### (4) 氏家道誠・(同重国)

高経の長子家長は、建武二年(一一三五)末以来同四年十二月に戦死するまで、東国で北畠顕家と戦っているが、彼の重臣として氏家道誠の名を見出すことができ、その子息といわれる氏家重国は「太平記」に見がある。

1 道誠は、家長に属した相馬光胤・同胤頼の軍忠状に証判を加えたり、相馬胤頼に対する軍勢催促状や武石四郎左衛門入道宛安堵状を奉書形式で発給したりしている。また、暦応二年(一一三九)三月には、相馬胤頼の軍功を「御奉行所」に

注進している中で「正員式部大夫兼頼年少之間、代官氏家十郎入道々誠所令加判形候也」といつている。

m 建武五年閏七月、新田義貞は藤島城に向かう途中、cに述べた細川・鹿草勢と遭遇して戦死するが、この時「越中国ノ住人氏家中務丞重国、咩ヲ伝テ走りヨリ、其首ヲ取テ鋒二貫キ……黒丸ノ城へ馳帰リ、高経にこれを献じたという(卷二〇)。氏家道誠が家長、兼頼のきわめて有力な部将であることは1に明らかである。一方

の重国は、mによる限り必ずしも高経の重臣と認定することはできないが、道誠の子息だとすれば、父の地位を考えた場合、単に軍事指揮下にあったという以上の関係を、重国と高経の間に想定することができよう。ただ、重国を道誠の子息とする「氏家系図」には全面的信頼がおけないので(四節(6)参照)、ここでは道誠のみ確実な斯波氏被官とし、重国についてはその蓋然性を指摘するにとどめたい。

### (5) 島田平内五郎・同平内兵衛尉

n 天正本「太平記」は建武四年(一一三三

河村 南北朝期における守護権力構造<sup>(一)</sup>

七) 十二月、北畠顕家のために斯波家長が鎌倉で敗死した際、「島田平内五郎・板倉平次・同三郎貞泰ヲ始トシテ三百餘人討死ス」と伝えている。<sup>13)</sup>

o (高経) (花押)

東方百姓等連々致軍忠之條尤神妙也、仍當年面々進上之年貢内、以三分壹所免許也、猶々抽忠節者、重可有御計旨、可被下知野臥等之状如件、

曆應四年二月二日

鳴田平内兵衛尉殿<sup>14)</sup>

o によれば鳴田平内兵衛尉は、野伏として高経方に加勢した東方(越前国今南東郡カ)百姓に高経の旨を下知する立場にあつたことが知られ、彼を高経麾下の一般武士と同列に扱うのは適當でない。n にみえる島田平内五郎とは平内なる通称の一致から同族と考えられ、その平内五郎も、n では家長と共に討死した者の筆頭に挙げられていることとも考え合わせれば、斯波氏の直臣に島田氏を加えることは許されよう。

(6) 乙部兵衛三郎

p 能登の国人天野遠政代石河頼景が高経

に捧げた、曆応三年九月日軍忠状に「一、同九月十二日氏家岡取陣、同十三日打入府中追落凶徒、乙部兵衛三郎令存知畢」とある。<sup>15)</sup>

このみで乙部兵衛三郎を斯波氏直臣と断定するには不安が残るが、乙部氏は越前、越前で守護使を務めていること(三節ⅢA (2)・C (1)参照)、同氏は斯波氏の根本被官と推定されること(四節(8)参照)などを勘案すれば、p は内乱初期において乙部兵衛三郎が斯波氏直臣として軍事行動に参加していることを示すものと解することができよう。

(7) 安威次郎左衛門

q 「祇園執行日記」文和元年(一二五二)十一月廿九日条に、「行安威入道許、他行安威次郎左衛門<sup>修理大夫 殿代官</sup>見參、敦賀事守護許への状取了」とある。

これは祇園社と越前守護修理大夫高経との敦賀津升米(祇園社造営料)をめぐる交渉が、高経の代官安威次郎左衛門を介して行われていることを示している。彼が斯波氏被官であることをうかがわしめる史料は

これ以外になく、斯波氏との間に果してどれ程恒常的な関係を想定し得るのか疑問も残るが、ここにもる限りでは相当の地位と認めねばならない。

(8) 二宮信濃守貞家

r 毛利家本及び天正本「太平記」によれば、貞治五年(一二六六)八月、高経が反斯波派諸将らの圧力で義詮から越前下向を迫られた際、高経の家に「子息治部大輔義将、舍弟民部少輔義種、家人二宮信濃守貞家・由宇新左衛門尉ヲ始トシテ、宗徒ノ人々集テ軍評定」したという。<sup>16)</sup>

s ①の評定で越前下向が決せられ、斯波氏一族が京都を脱出するに当っては、五百騎を率いる二宮信濃守(毛利家本・北条家本・南都本・天正本では名を貞家、金勝院本では是乗とする)<sup>17)</sup>が智謀を策してこれを成功に導き、数方の追手に対しても、死を恐れぬ勇氣を示して追撃を断念させたといわれる(巻三九)。

t 「春日神主祐賢記」の「神木御入浴等事」と題する一節に、貞治四年三月五日「導朝家人一宮」が高経の屋形が焼ける

靈夢を見たという話を載せている。<sup>④</sup>  
 tにある話の真偽は別として、高経の家  
 人に「一宮」なる者がいたことを知り得る  
 が、これは二宮の誤記であつて、おそらく、  
 r・sにみえる二宮信濃守(貞家)のこと  
 であろう。高経との関係の深さは右の徴証  
 より明白である。

### (9) 由宇新左衛門尉

前記 r の他に次の如き徴証が見出せる。  
 u t 所引記事に続けて、「<sup>(高経)</sup>禪門家人<sup>(由生新左)</sup>  
 衛門尉」  
 が松明を持った多数の神人に出合う夢を  
 見たという話を載せ、高経の宿所焼失を  
 春日大明神の崇に結びつけようとしてい  
 る。

v 貞治六年七月十三日高経が越前杣山城  
 に病死すると、嫡子義将は義詮に宥免を  
 請うため上洛するが、これに先立ち八月  
 二日、「自越前<sup>(由之)</sup>由新左衛門尉上洛、付  
 清水坂堂、是七条入道入滅之上者、子息  
 等可有免許之新」といわれ、同三十日の  
 義将上洛にも同道している。<sup>②</sup>

y いう由宇新左衛門尉(「由」「由生」  
 は r の如く「由宇」が正しい)の上洛は義

河村 南北朝期における守護権力構造(一)

将上洛の下準備の意味をもつものであろう  
 から、彼が斯波氏から得ていた信頼の厚い  
 ことがうかがえる。

以上、本節では高経期の斯波氏被官とし  
 て細川(鹿草)・朝倉・斎藤・氏家・島田  
 ・乙部・安威・二宮・由宇の九氏を指摘し、  
 氏家・島田両氏の一族には家長に、朝倉氏  
 の一族には氏頼に属する者もいたことを明  
 らかにした。

### 註

- ① 『大日本史料』第六編之十九(以下『史料』六  
 一九の如く略記する)、七四〇―七四一頁
- ② 『愚管記』貞治元年九月廿二日条、「師守記」  
 同年十月一日条(以上『史料』六一四、四四〇頁)  
 同二日条(『史料』六一四、四九九頁)
- ③ 「師守記」同年十月十日条に「修理大夫入道発  
 向撰州之時、被渡東寺」とある(『史料纂集』が  
 修理大夫入道を高師重とするのは高経の誤りであ  
 る)。
- ④ 今のところ少なくとも①朝倉孫太郎重方、②朝  
 倉弾正某、③朝倉小次郎詮繁・又四郎高繁の三系  
 統が確認される。④朝倉重方は子息重光と共に建  
 武三年(一一三二)の尊氏の西走、東上に従軍し  
 て戦功をあげている(同年七月十二日重方軍忠状  
 案(大日本古文書、家わけ第十「東寺文書」ぬ二  
 〇号、歴応三年八月日日下部氏女尼証門代子息重

方重申状并具書案)。彼は母尼証門が正和三年  
 (一一三四)証門の叔母播磨局から譲り受けた撰津  
 垂水庄預所・下司・公文三職を元弘三年(一一三三  
 二)譲与され、その後十年程同庄において活動が  
 認められるが(島田次郎氏編『日本中世村落史の  
 研究』第五章第一節(小山田義夫氏執筆)、建  
 武四年に足利直義から守護に属して但馬の南党を  
 伐つべき旨命じられているところより推して(同  
 年九月八日直義軍勢催促状案(右掲重方重申状并  
 具書案)、重方の本拠は撰津ではなく但馬と考  
 えられる。なお、貞治五年(一一三六)の幕府の  
 始の参加者に朝倉孫太郎の名がみえるが(『続群  
 書類従』二二下武家部「御的日記」)、その通称  
 から考えて重方、もしくは子息重光である可能性  
 が高い。⑤朝倉弾正は貞治二年から同四年までの  
 三年間幕府の始に参加している者で、「太平記」  
 卷三四に、延文四年(一一五九)十二月、義詮の  
 南方発向に従軍した「他家」(斯波氏頼、細川清  
 氏ら足利氏「一族」と区別する)の一人としてそ  
 の名をあげられている。「浅倉弾正」とは同一人と  
 考えられる。⑥の二人は貞治六年三月十八日の長  
 講堂における中殿御会の警固に加わっている(「  
 太平記」卷四〇)。浅羽本「日下部系図」(『続  
 群書類従』七上系図部)はこの二人を正景の子と  
 しているが、他のいずれの朝倉氏系図にもみえな  
 いので、これは「太平記」を参考にしての加筆と  
 思われる。以上④⑤⑥は同時代の人物(④は重光  
 を考える)であるにもかかわらず通称をそれぞれ

## 河村 南北朝期における守護権力構造(一)

異にしているところから、少なくとも全て別人であり、おそらく直系の一族ではないと思われる。いずれにしても、①-③は斯波氏に直接臣属した形跡はなく、むしろ將軍との関係が濃厚に認められるところから、これらの朝倉氏は本文に述べた下野守と共にのちの奉公衆朝倉氏につながるのではないかと考えられ、正景・氏景と系統を別にすることは明らかである。ただし、重方の本拠が但馬であると推定されるように、いずれも但馬の朝倉氏に出自をもつ同族である可能性は十分考えられる。福田豊彦氏は奉公衆朝倉氏は三河出身の可能性もあるとされている(「室町幕府『奉公衆』の研究」(『北海道武蔵女子短期大学紀要』三三) )。⑤ 『太平記』(日本古典文学大系)の校注は、専ら系図に拠って④を広景、⑤をその子正景としている。広景については同時代史料が存しないし、系図によれば彼は当時八十五才の高齢となるなど疑問が少なくないが、反証もないので断定しかねる。しかし、⑥の朝倉下野守が正景でないことは、諸種の系図が一致して正景の官途を遠江守とし下野守とするものがないばかりか、正景の一周忌に当って建仁寺四月の草した拈香法語にも「官止遠江守」とあることにより明らかであった(『東海一編集』、『史料』六一三五、三三頁)、松原信之氏「一乗城次前の朝倉氏について」(『福井県地域史研究』6)が年代のみからこれを正景とされるのは納得できない。また、系図類が伝える正景の戦功は、日付を文和四年(一二三五)二月十

五日としながら、三月十二日の東寺南大門の合戦をあげているが、これは⑥と⑦の日付を混同しているのであって、前記『太平記』校注者、及び松原氏はこの日付を根拠とする誤りを犯している。

なお、正景については最近富山県立図書館で発見された「朝倉家記」に系図の伝える事蹟を裏付ける尊氏、義詮の御判御教書が収載されており(小泉義博氏「朝倉家記」所載文書(『鯖江史壇』二)に紹介がある)、すでにこれらの文書を用いた研究も出ているが(松原氏前掲論文)、同書所載文書については厳密な史料批判が必要と思われるので(重松明久氏「朝倉孝景の任越前守護職をめぐって」(『史学研究』一三六)参照)、本稿では「朝倉家記」所載文書を用いることは一応差し控える。なお四節註⑩・⑪参照。

⑥ 齋藤文書(『松雲公採集遺編類纂』一三七)。孫八郎の実名が利親であることは暦応三年(一二四〇)十一月十日上野介安堵書下写(同文書)による。なお、高経下知状は不自然な文言が多い上、花押(影)が高経(右馬頭)のものなのに、署名は左馬頭となっているなど、近世の写しである点を差し引いても研究の余地は多分にある。しかし、d及び次節所引「相国寺供養記」から斯波氏重臣に齋藤氏がいたことはほぼ認められるので、この下知状も無下には否定できない。

⑦ 斯波家長、家兼の東国における活動については、小川氏④論文、同氏「奥州管領斯波氏の発足」(『日本歴史』三四二)、遠藤巖氏「奥州探題覚え

書」(『歴史』三八)など参照。

⑧ 太田亮氏「姓氏家系大辞典」氏家1項所引「氏家系図」

⑨ 以下、兩人の軍忠状(最後のみ胤頼で他は胤胤のもの)の日付と『福島県史』七卷所収相馬文書の文書番号のみ示す(註⑩・⑫の何号というものもこの文書番号である。建武三年三月三日(二七号)、同十七日(二八号)、同廿八日(二九号)、同年五月九日(三一号)、建武四年正月日(三四号) )

⑩ 建武四年(一二三三)正月廿七日氏家道誠軍勢催促状(三五号)

⑪ 建武四年二月六日氏家道誠施行状案(三六号)

⑫ 暦応二年(一二三九)三月廿日氏家道誠注進状案(四六号)

⑬ 『史料』六一四、四五九頁

⑭ 三田村文書(『岡本村史』史料編所収同文書一〇号)

⑮ 天野文書(『史料』六一六、二六七頁)

⑯ 『八坂神社記録』上所収「社家記録」(以下「祇園執行日記」は全て同書による)

⑰ 『史料』六一二七、三五二―三五三頁

⑱ 同右、同頁。毛利氏家臣二宮氏の系譜の信濃守頼辰の項にも斯波氏京都脱出の際の戦功が記されている(『萩藩閩閩録』卷六四、二宮太郎右衛門) 貞家を実名とする四種の「太平記」とくい違うが、これは前者が四種以外の「太平記」を参照して潤色されたと考えられる。なお、金勝院本にある是



乗は法名と考えられる(三節II C (1)参照)。

①『史料』六一二七、三四五―三四六頁

②高経は貞治四年(一三六五)四月十六日に三条東洞院の新しい宿所の上棟を行っているので、「師守記」同日条、「史料」六一二六、八一二頁、「七条東洞院にあった元の屋形が焼けたのは「神木入洛記」のいう同年十月三日ではなく、三―四月頃であろう。

③「師守記」貞治六年八月二日、同冊日条(『史料』六一二八、一七八頁)。なお『史料纂集』が「田新左衛門尉」(二日条)、「<sup>初力</sup>新左衛門尉」(冊日条)としているのはいずれも誤りで、『大日本史料』の如く「由新左衛門尉」が正しい。

### 二、義将期の被官

父高経の失脚、病死の後、義将はただちに義詮に宥免を請うて容れられ、応安元年(一三六八)には越中守護職に復して桃井直常討伐のため同国に下され、同四年までにほぼこれを制圧して、幕府における斯波氏の名譽を回復した。この間弟義種を越中守護代として在国させるなど唯一の分国経営に力を注いだ(後述)。そして、康暦元年(一三七九)のいわゆる康暦の政変で管領の座についてからは、明徳期の二年間を除き応永五年(一三九八)に至る約二十年

河村 南北朝期における守護権力構造(一)

間、幕政の中枢にあつて威勢を示した。また、康暦の政変後まもなく、畠山氏との間で越前、越中の守護職を交換して、斯波氏にとつて本国ともいふべき越前の守護に三度返り咲く一方、信濃(至徳元年―一三八四)、加賀(嘉慶元年―一三八七)を相次いで分国に加え、応永期になると尾張、遠江の守護職をも得るなど(信濃、加賀は応永期に守護職を失う)、斯波氏の全盛期をもたらししたのは、義将の実力に負うところ大であつた。

さて、この義将の代の被官を比較的ままとまつた形で示してくれるのは「相国寺供養記」<sup>②</sup>である。これには明徳三年(一二九二)八月二十八日、相国寺供養に臨む義満に供奉した諸将及びその随兵が記されており、当該期の守護被官を知る上での好史料である。これによれば、後陣一番を務めた斯波義重、同満種の随兵は次の如くである。

治部大輔源義重(衣装、具足等略す)  
<sup>張替役</sup>播磨二宮與一源種氏  
<sup>教次</sup>島田平次郎憲国  
<sup>等後</sup>島田彌次郎重憲

甲斐八郎藤原将教  
由宇彦左衛門尉多々良氏實<sup>、<sub>イ、英</sub></sup>  
氏家主計允藤原将光

民部少輔源満種(衣装、具足等略す)  
<sup>張替役</sup>播磨二宮與二源種泰

長田左近藏人藤原将経

齋藤石見守藤原種用

岩井彦左衛門尉藤原教秀

安居孫五郎藤原種氏

二宮七郎藤原種隆

ここに名を連ねている十氏十二人(二宮氏は源姓、藤姓の二氏)は斯波氏の直臣と呼び得るもので、これがほぼ当時の斯波氏直臣団構成を示すものといつてよい。ただし、義将、義種兄弟が自身は参加せず、それぞれの子息義重(二十二才)、満種(九才)を参加させているのを始め、二宮種氏、甲斐将教も当時の当主ではないと考えられるなど、ここにみえる参加者が必ずしも各家の当主とは限らないことに留意すべきである。右の十氏のうち由宇・島田・甲斐の三氏は、翌明徳四年十月十九・二十一の両日、義満が堺で催した犬追物に、管領に

あつた主家義將と共に参加しているところから、義將と特に親密な関係にあつたことがうかがえる。この他「明德記」<sup>⑤</sup>には、「勘解由小路治部大輔義重モ、由宇・二宮・甲斐・朝倉ヲ始トシテ五百餘騎、二条ヲ東へ蒐通テ猪熊ヲ下ニ懸入ケリ」とあつて、由宇・二宮・甲斐・朝倉の諸氏が、この期の斯波氏軍団の中核にあつたことが認められる。以上述べた諸氏のうち、次節で述べ以外に南北朝期の史料の所見をもつものは島田・甲斐・安居・朝倉の三氏であるが、甲斐・朝倉両氏については四節でふれることにし、島田・安居両氏についてのみ示せば次の如くである。まず、島田氏については、島田弥二郎(重憲カ)が応安四年(一三七一)当時、祇園社領越中堀江庄地頭方小泉村半済を給分としていて、押領した半済分の祇園社への返付が命じられたのに対して、替地のないことを訴え、守護義將もこれを容れて遵行を暫時猶予したが、結局重ねて返付命令を出したというもので、権力基盤を強化し領国経営の充実をはかるために、給人の欲求に答えようとしながらも、

莊園押領の批難を浴びて、かつての父高經の轍を踏むわけにはいかず、最終的には権門の要求を優先せざるを得ないという、義將の立場を如実に示している。安居氏については、嘉慶元年(一三八七)、安居備前守が醍醐寺領越前丁郷の半済を宛行われていた給人であつたことを示すものである。<sup>⑦</sup>以上、本節では源姓藤原姓両二宮・島田・甲斐・由宇・氏家・長田・斎藤・岩井・安居・朝倉の十一氏を義將期(一応南北朝期に限った)の直臣的被官として挙げ得た。

## 註

- ① 佐藤氏『室町幕府守護制度の研究』上、越前越中の項参照  
 ② 『群書類従』二四釈家部  
 ③ 二宮種氏の父信濃守氏泰は、これより四年前の嘉慶二年(一三八八)まで信濃守護代在職が確認されるし(次節ID(1)参照)、この当時の種氏は加賀守護代にありながら、二宮氏の世襲的官途たる信濃守(次節註⑥参照)を名乗っていないことなどから、まだ父氏泰が存命して正式には当主になつていないことが予想される。甲斐將教については、相国寺供養の三年後にあたる応永二年(一三九五)五月十九日に、義將の「執事」といわれる甲斐八郎が没しているが(『群書類従』二九雜

部「常樂記」)、同年八月十五日に「教光跡」が佐野甲斐八郎將教に安堵されているところから(四節③参照)、五月に没した甲斐八郎は將教でなく教光と考えられる。されば、執事という地位に照らして教光を応永二年以前の甲斐氏当主とするのが至当である。

④ 「後鑑」所載「和泉堺御犬追物日記」(『新訂増補国史大系』三五)。十九日には由宇新左衛門(射手)、島田弥三郎(喚次)が、二十一日にはこの二人(喚次の部分が一人分欠損しているが、他方の喚次が前と同じ小笠原備前次郎なので欠損部分は島田弥三郎と考えられる)に甲斐八郎を加えた三人が、仁木・大内・細川・山名らの守護やのち奉公衆になる小笠原・上野・朝日らの諸氏と共に参加している。

⑤ 『群書類従』二〇合戦部  
 ⑥ 「祇園執行日記」応安四年七月一日・同十日・同十二日・同十六日・同十七日・同廿一日の各条及び(応安四年)七月十七日義將書状(「八坂神社文書」下、一六七八号(以下、「八坂」一六七八の如く略記する))  
 ⑦ (嘉慶元年)十月十日權僧正宗助書状(大日本古文書、家わけ第十九「醍醐寺文書」六、二二七〇号)